

所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	令和3年度の国民健康保険税の税率等の改定(案)について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係規則				
事部課				
項機関				
1. 要旨				
<p>令和3年度の国民健康保険事業費納付金額等が算定された。この納付金の支払いには、保険税を充てることとされており、国民健康保険税の財政健全化計画に基づき、令和3年度の国民健康保険税の税率等については、改定が必要となる。国民健康保険税の税率等の改定案を作成したことから、令和3年1月25日(月)開催予定の市議会議員全員協議会に提案し、説明を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 令和3年度の国民健康保険事業費納付金等を基に、令和3年度の国民健康保険税の税率等を改定する。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 国民健康保険の財政健全化が進み、国民健康保険制度の安定的な運営が図られる。</p>				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
<p>令和3年1月 7日 国から東京都に、確定係数が通知される。</p> <p>令和3年1月 8日 東京都から市区町村に、確定係数を基にした国民健康保険事業費納付金等の算定結果が通知される。</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
<p>説明資料については、1月18日(月)に議員に配布したい。</p>				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
<p>庁議終了後、市議会議員全員協議会への議題資料の送付を行う。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。